

別表六(二十三)

「40」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者給与等支給額が増加した場合又は給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表六(二十三)

平成三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

平成30年4月1日以後に開始する事業年度において中小企業者又は農業協同組合等に該当する法人が、租税特別措置法第42条の12の5第2項(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除)の規定を適用する場合には、この明細書を使用せず、別表六(二十四)を使用してください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載してください。)

雇用者給与等支給額	1	円	法人税額の特別控除額	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	21	円
基準雇用者給与等支給額 (別表六(二十三)付表一「4」)	2			雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十三)付表二「7」)	22	
調整前雇用者給与等支給増加額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3			雇用者給与等支給増加額 (3)-(2) (マイナスの場合は0)	23	
増加促進割合 $\frac{(3)}{(2)}$	4			調整前税額控除限度額 $(23) \times \frac{10}{100}$ (6 ≤ (7)の場合は0)	24	
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十三)付表一「8」)	5	円		税額控除加算基準額 ((1)-(5)) と (23) のうち少ない金額)	25	
平均給与等支給額 (別表六(二十三)付表一「14の①」)	6			税額控除加算額 $(25) \times \frac{2}{100}$	26	
比較平均給与等支給額 (別表六(二十三)付表一「14の②」)	7			税額控除限度額 $(24) + (26)$ ((1) < (5) の場合又は (9) < 0.02 若しくは (7) = 0 の場合は 0)	27	
平均給与等支給増加額 (6)-(7) (マイナスの場合は0)	8			税額控除加算額 $(25) \times \frac{12}{100}$ ((9) < 0.02 又は (7) = 0 の場合は 0)	28	
平均給与等支給増加割合 $\frac{(8)}{(7)}$	9			税額控除限度額 (24) + (28) ((1) < (5) の場合は 0)	29	
継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十三)付表一「19の①」)	10	円		当期税額基準額 $(21) \times \frac{10}{100}$ 又は $\frac{20}{100}$	30	
継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十三)付表一「19の②」又は「19の③」)	11			当期税額控除可能額 ((27) 又は (29)) と (30) のうち少ない金額)	31	
<p>「40」欄</p> <p>雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除※1又は給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除※2を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成30年旧措置法第42条の12の5第1項」※1又は「第42条の12の5第1項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「00605」※1又は「00626」※2</p> <p>③ 「適用額」欄：「40」欄の金額</p> <p>※1 平成30年旧措置法第42条の12の5第1項(区分番号：「00605」) 平成30年4月1日前に開始した事業年度</p> <p>※2 第42条の12の5第1項(区分番号：「00626」) 平成30年4月1日以後に開始した事業年度</p>			加重複控除額 (別表二「17」)	32		
国内設備投資に係る計算			給与増加額 (32) (合は0)	33		
教育訓練費増加割合の計算			$\frac{(19) > 0 \text{ の場合 } 20}{100}$ ((6) の場合は 0)	34		
			の 場 合 $\frac{15}{100}$ ((6) の場合は 0)	35		
			基準額 $\frac{1}{100}$	36		
教育訓練費の額	17		当期税額控除可能額 ((34) 又は (35)) と (36) のうち少ない金額)	37		
比較教育訓練費の額 (別表六(二十三)付表一「27」)	18		当期税額控除可能額 (31) 又は (37)	38		
教育訓練費増加額 (17)-(18) (マイナスの場合は0)	19		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の②」)	39		
教育訓練費増加割合 $\frac{(19)}{(18)}$ ((18) = 0 の場合は 0)	20		法人税額の特別控除額 (38) - (39)	40		